

北九州市雇用対策協定

北九州市（以下「市」という。）、福岡労働局（以下「労働局」という。）、小倉公共職業安定所（以下「小倉所」という。）及び八幡公共職業安定所（以下「八幡所」という。）は、北九州地域における雇用失業情勢の改善に連携して強力に取り組むため、以下に従い「北九州市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

1 目的

厳しい雇用失業情勢が続く中、市の講ずる地域経済活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策の実施と、労働局及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策の実施とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれが実施する施策の内容について、一体的となって対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、北九州地域の雇用情勢の改善に強力に取り組むこととする。

2 取組内容等

市、労働局及び安定所は、前項に定める目的を達成するための具体的な取組の内容及び実施方法を定め、これを推進させるために定期的に協議を行うものとし、当面の間の取組内容等は、別添「北九州市雇用対策協定に基づく実施計画」のとおりとし、必要に応じ改訂を行う。

3 運営協議会の設置等

市、労働局、小倉所及び八幡所は、前事項に加え、本協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行うための運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

4 協議等

本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改訂する必要が生じた場合は、その都度、市、労働局、小倉所及び八幡所は誠意をもって協議し、決定するものとする。

平成22年3月31日

北九州市長

北橋健治

福岡労働局長

久保田日山男